

**第 1 回江戸川区不適切契約事案の検証及び再発防止策対策検討委員会
議題**

令和 7 年 3 月 13 日 15 時 15 分～

区役所本庁舎 4 階 第一委員会室

- 1 委員会の所掌事務等
- 2 区の契約状況
 - (1) 契約の種別・制度等
 - (2) 契約件数等
- 3 不適切契約の概要
 - (1) 検証チーム
 - (2) 全庁調査
- 4 今後の検証等

【配布資料】

- ・ 江戸川区不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会 委員名簿
- ・ 江戸川区不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会に関する要綱

**江戸川区不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会
委員名簿**

	氏名	現職
弁護士	今井 学	今井法律事務所
建築専門家	上野 武	千葉大学名誉教授 一般社団法人キャンパスとまち計画研究所 代表理事
学識経験者	楠 茂樹	上智大学法学部 教授
学識経験者	中里 浩	東京経済大学現代法学部 教授
弁護士	野村 裕	のぞみ総合法律事務所

江戸川区不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年度に発覚した不適切契約事案について、客観的かつ公正な検証により原因を究明し、もって再発防止を図るため、江戸川区附属機関の設置に関する条例（令和5年11月江戸川区条例第41号。以下「条例」という。）により設置した江戸川区不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を江戸川区長（以下「区長」という。）に報告する。

- (1) 不適切契約事案並びに原因究明及び再発防止のために確認が必要とされた事案の検証に関する事項
- (2) 前号の検証を踏まえた原因究明及び再発防止対策の検討に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 法務関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 建築専門家

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は公開とする。ただし、会議の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 江戸川区情報公開条例（平成13年3月江戸川区条例第19号）第7条第1項各号に規定する情報について協議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、率直な意見交換若しくは審議の公正性が阻害され、又はそのおそれがあるとき。

3 会議を公開する場合における傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

4 委員長は、第2項第1号の規定に該当する場合を除き、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、会議の出席を求めて説明を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(部会)

第6条 委員長は、第2条に規定する事項のうち、特定の事項を協議するため必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会の構成及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(専門委員)

第7条 条例第5条に基づいて専門委員を置いた場合、当該専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

(守秘義務)

第8条 委員、第5条第5項の規定により会議に出席した者及び専門委員は、会議の内容その他委員会において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年3月7日から施行する。

第1回

江戸川区不適切契約事案の検証 及び再発防止対策検討委員会

令和7年3月13日（木）

次第

1. 区の契約状況
 - (1) 契約の種別・制度等
 - (2) 契約件数等

2. 不適切契約の概要
 - (1) 検証チーム
 - (2) 全庁調査

3. 今後の検証等

1 . 区の契約状況

(1) 契約の種別・制度等

◆契約の種類

		総価契約	単価契約	
		総額(単価と数量)が確定している契約	内容または性質上、数量を確定できない場合に、その規格及び単位当たりの価格だけを確定させる契約	
令和5年度契約件数	用地 経理課	1,743	1,725	3,468
	主管課	25,937		25,937
	合計	27,680	1,725	29,405

(1) 契約の種別・制度等

◆一般競争入札

《根拠法令》 地方自治法第234条

地方自治法施行令第167条の4から第167条の10の2

江戸川区契約事務規則第5条から第32条

- ・ 入札公告を行い、一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させる。
- ・ 本区では予定価格 1 億 5 千万円以上の工事請負契約が対象
- ・ 予定価格は事前公表
- ・ 参加するためには、登録業者名簿への登載が必要

(1) 契約の種別・制度等

◆指名競争入札

《**根拠法令**》 地方自治法第234条

地方自治法施行令第167条及び同条の11から13

江戸川区契約事務規則第34条から第38条

- ・登録業者の中から資力信用等について、適当であると認める特定多数の者を登録業者の中から選定し競争に参加させる。
- ・工事：希望型指名競争入札による方法
予定価格が130万円超～1億5千万円未満の工事が対象
- 物品：希望型でない指名競争入札による方法

(1) 契約の種別・制度等

◆随意契約

《根拠法令》 地方自治法第234条第2項

地方自治法施行令第167条の2第1号～9号

江戸川区契約事務規則第39条から第41条

- ・ 競争の方法によらず、**任意に特定の相手方を選定し契約**する。
- ・ 地方公共団体の契約は原則、競争入札であるため、**例外的な契約方法**である。

（１）契約の種別・制度等

地方自治法施行令第167条の2第1号では、以下のとおり随意契約が認められている。

契約の種別	上限金額
製造の請負	130万円
財産の買入れ	80万円
物件の借入れ	40万円
財産の売り払い	30万円
物件の貸付け	30万円
上記以外	50万円

◆見積について

- ・ 指名業者登録名簿に登載されている者から見積合わせをする。
- ・ 工事契約は3者以上、物品契約は2者以上から徴取しなければならない。

(1) 契約の種別・制度等

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第2号～9号に該当する場合

	施行令上の規程
2 号	競争入札に適さない（例：特定の業者でしか納入できない）
3 号	障害者施設等で製作された物品の購入
4 号	新たな事業分野の開拓者として認定された者が生産する物品を購入する
5 号	緊急時など競争する時間がない（例：災害に伴う応急工事）
6 号	競争すると不利になる（例：現に契約履行中の工事、製造の契約）
7 号	時価に比べ著しく有利な価格で契約できる見込みがある
8 号	競争入札で入札者がいない、または再入札で落札者がいない
9 号	落札者が契約締結しないとき

(1) 契約の種別・制度等

◆契約の相手方

	登録業者	小規模事業者
参加要件 参加可能案件	・ 競争入札に参加する資格を有している業者	・ 金額の大きい競争案件に参加予定がない区内の小規模事業者 ・ 小額・簡易な工事や物品購入等に限る《受注可能な案件》 ・ 予定価格130万円未満の工事 ・ 予定価格50万円未満の物品・修繕・委託 ・ 年間単価契約（競争が伴わない案件のみ） ・ 特命随意契約（金額に関わらず受注可）
根拠法令等	地方自治法施行令第167条の11第2項、江戸川区契約事務規則第34条～36条	江戸川区小規模事業者登録制度要綱
登録業者数 (R6.4.1時点)	物品業者 8,538社（うち区内 315社） 工事業業者 5,170社（うち区内 303社）	物品業者 123社 工事業業者 69社

(1) 契約の種別・制度等

◆議会の議決に付すべき契約

《根拠法令》 地方自治法 9 6 条（議会の議決事項）

江戸川区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例

- ・ 条例に規定されている契約は議会で議決されなければ本契約とならない。
 予定価格一億八千万円以上の工事・製造の請負契約
 予定価格四千万円以上の物品購入・委託契約
- ・ 令和 5 年度議決案件数
 工事：13件 物品・委託：0 件

(1) 契約の種別・制度等

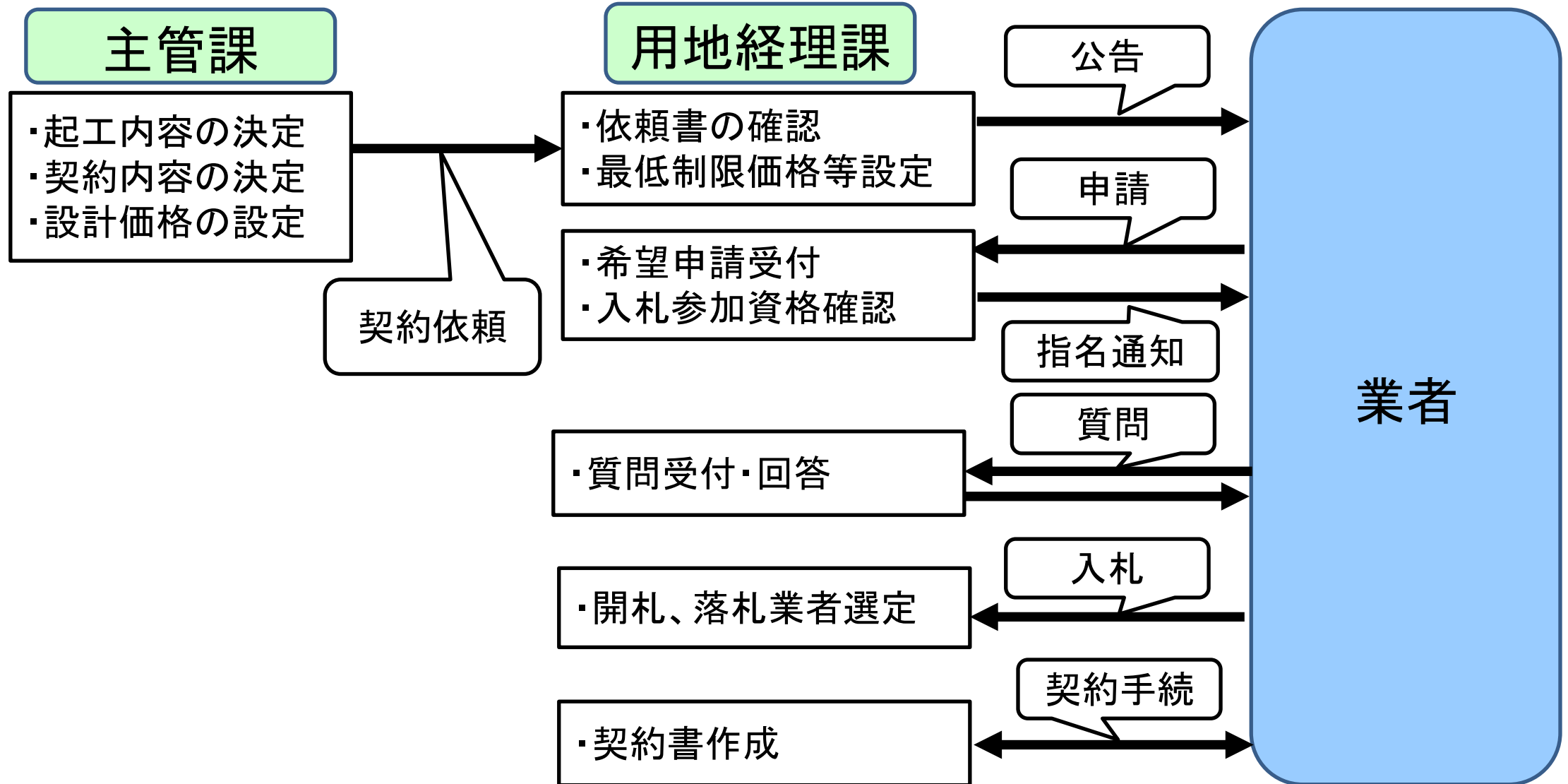
◆契約権限の委任

《根拠法令》江戸川区職務権限規程第9条別表
江戸川区契約事務規則第3条別表

契約権限	物品買入、委託、修繕等	工事
区長	1件2,000万円以上	1件4,500万円以上
総務部長	1件2,000万円未満	1件4,500万円未満
課長	1件50万円未満 ※借入は40万円未満	1件130万円未満

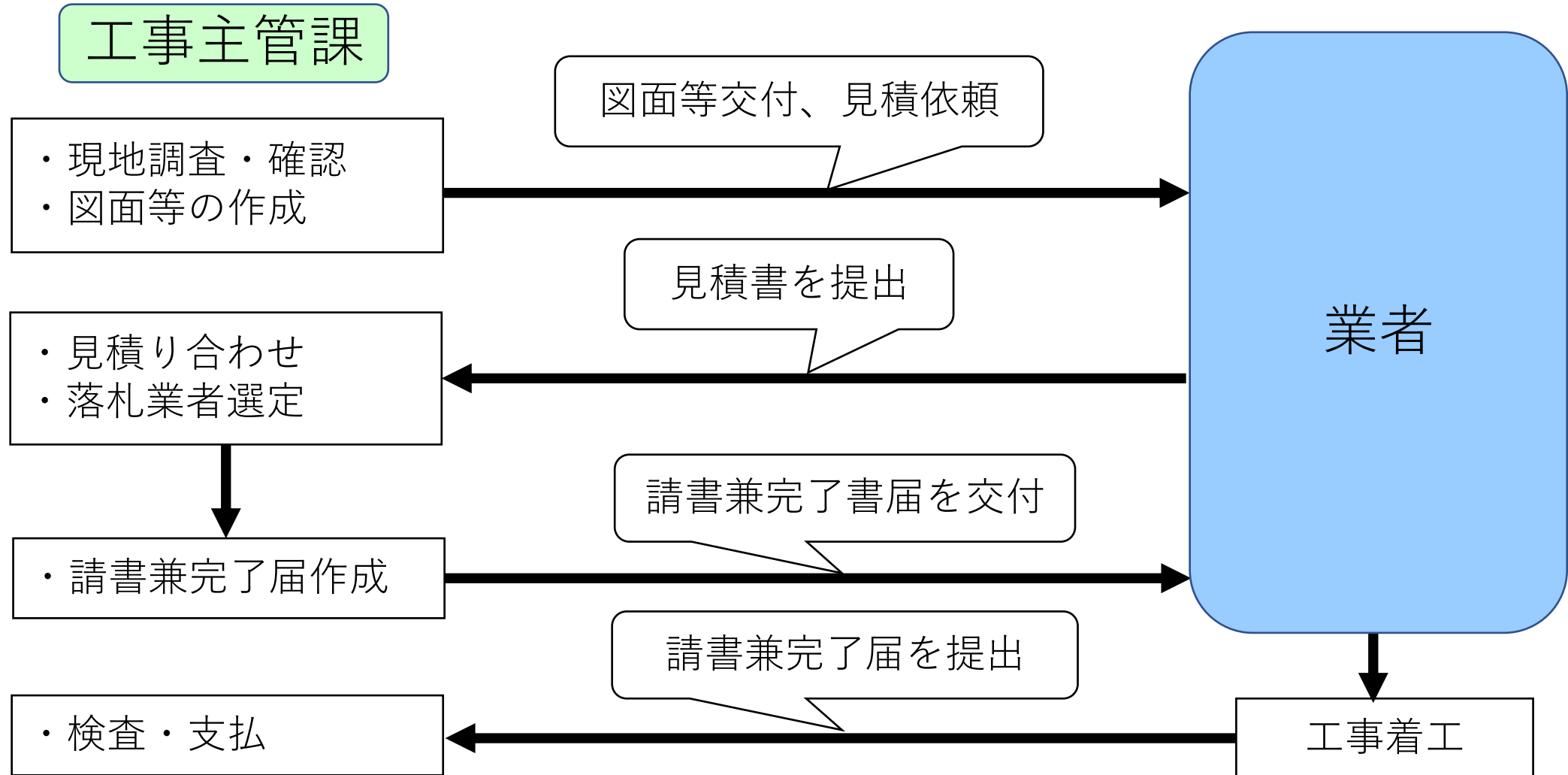
(1) 契約の種別・制度等

◆ 契約手続きの流れ（入札案件・工事）



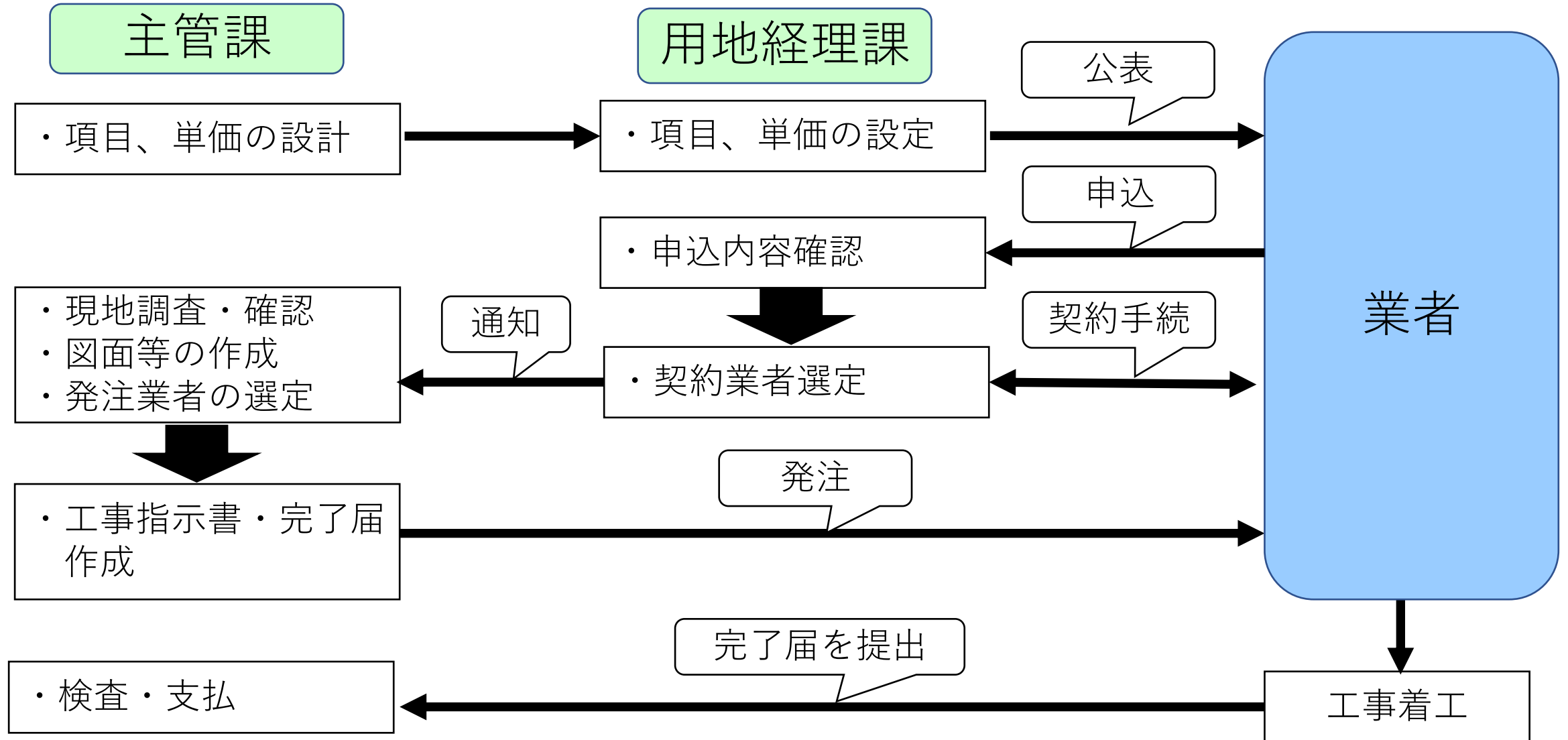
(1) 契約の種別・制度等

◆契約手続きの流れ（主管課・請書工事）



(1) 契約の種別・制度等

◆契約手続きの流れ（主管課・年間単価契約工事）



(2) 契約件数等

◆契約種別・件数(令和5年度)

		用地經理課	主管課	合計
工事	一般競争入札	16		16
	指名競争入札	153		153
	随意契約	14	1,982	1,996
	年間単価契約	462		462
物品	指名競争入札	721		721
	随意契約	1,956	23,955	25,911
	年間単価契約	146		146
合計		3,468	25,937	29,405

(2) 契約件数等

◆用地経理課契約の内訳(令和5年度(単価契約を除く))

単位：百万円

	全体		中小企業の割合				区内企業の割合			
	件数	金額	件数(%)		金額(%)		件数(%)		金額(%)	
物品	1,560	37,399	1,037	(66.5%)	22,667	(60.6%)	591	(37.9%)	8,419	(22.5%)
工事	183	22,244	177	(96.7%)	14,305	(64.3%)	163	(89.1%)	13,808	(62.1%)
合計	1,743	59,643	1,214	(69.7%)	36,972	(62.0%)	754	(43.3%)	22,227	(37.3%)

(2) 契約件数等

◆入札状況（令和4年度～5年度）

	業 種	発注件数	平均入札参加業者数	不調件数	一者入札件数
令和 4年度	土木工事	46	3.48	8	20
	建築工事	38	3.34	4	9
	電気設備工事	33	4.12	3	9
	空調設備工事	11	2.00	0	7
	給排水設備工事	13	2.85	1	4
	合 計	141	3.42	16	49
令和 5年度	土木工事	40	2.83	0	26
	建築工事	32	3.00	5	19
	電気設備工事	37	3.81	5	12
	空調設備工事	15	2.00	0	9
	給排水設備工事	9	2.44	0	5
	合計	133	3.12	10	71

2. 不適切契約の概要

（１）検証チーム（教育委員会事務局）

ア 検証チームのメンバー

教育委員会事務局教育推進課長、学校施設課長
総務部職員課長、用地経理課長、副参事（法務担当）の5名

イ 令和6年度定期財務監査による指摘（令和6年9月）

- ・ 平井東小学校における請書工事（12件）について
全て同一金額（1,298,000円）で、かつ同一業者、1社請負であった。
- ・ 工事写真が少なく、目的物の写真が無いものが多いため、施工の是非が確認不可であった。
- ・ 請書の見積り書が工事一式であった。
- ・ 起工理由や工事写真により、分割発注が見受けられた。
- ・ 総じて設計図（工事内容のわかるもの）、工事仕様書の添付が無い。

（１）検証チーム（教育委員会事務局）

ウ 渡り廊下工事の経緯

- ・令和4年度末に、区立平井東小学校から、「できれば令和5年5月上旬頃までに渡り廊下を設置してほしい」という要望があった。
- ・渡り廊下の新設には、建築基準法に定める手続等が必要であり、契約予定金額（1,557万6千円）が規則で定める130万円を超えていたため、一般競争入札による契約締結の手続が必要であったが、いずれの手続にも多くの時間を要することが想定された。
- ・主管課は、児童のためには迅速に本工事を施工する必要があると考え、随意契約が可能で検査も主管課で行うことができる主管課契約となるように、1件当たりの予定価格が130万円未満になるよう12分割して、同一事業者に同一金額（129万8千円）で発注した。

(1) 検証チーム（教育委員会事務局）

エ 問題点

- ・ 工事をどのような単位で発注するかは、一般的に区に広範な裁量があるとされているが、本工事は、随意契約制限を免れるための分割である点、また実態として同一の建物の工事で工期も連続しているものを分割している点などから、本来一体的に発注しなければならない工事であると認められ、地方自治法等に違反する可能性が高い。

なお、昭和38年に建設された既存校舎は、いわゆる「既存不適格※」に相当する状態の建築物であったが、主管課は、増改築に該当し得る渡り廊下の新設工事を行うには既存校舎全体を現行法令に適合させる工事や手続が必要であり、現実的に実施は困難であると考え、建築基準法に定められた必要な手続を行わずに渡り廊下の新設工事を施工した。

(1) 検証チーム（教育委員会事務局）

オ 令和5年度の学校施設の工事における調査結果

(ア) 令和5年度主管課工事 1,458件

うち不適切に分割発注したと認められる工事 145件

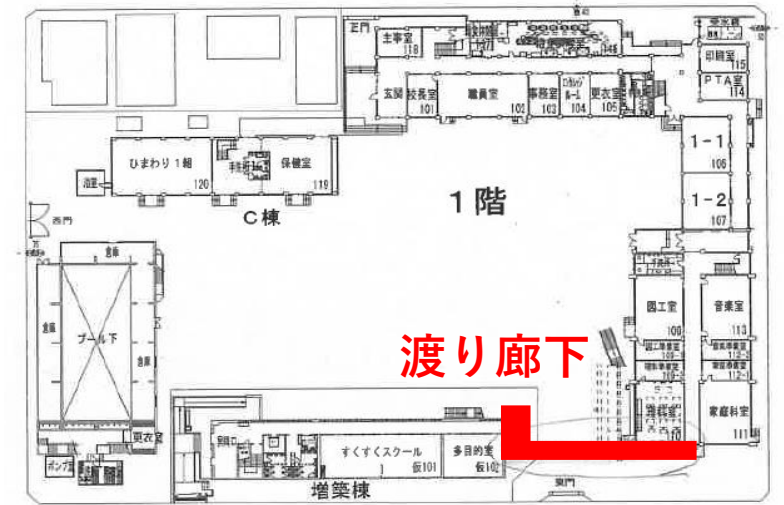
(10分割以上：5件、 5～9分割：18件、 2～4分割：122件)

(イ) 不適切な分割発注を行った主な要因

- ・ 学校からの工事の要望は、空調機器の故障など、児童・生徒の健康や学習環境に係る切実なものが多かった。
- ・ 主管課も分割発注が不適切であることを認識していたが、児童・生徒のためであればやむを得ないという誤った認識が優先され、法令順守の意識が欠けていた。
- ・ 前例踏襲が繰り返される中で、事務的に簡易な発注方法として選択肢の一つであるとの認識を持っていた。

（１）検証チーム（教育委員会事務局）

カ 渡り廊下の状況



令和7年3月1日

渡り廊下の屋根等を撤去



(2) 全庁調査

◆全庁調査の方法等

- ・ 令和元年～5年度における契約147,481件について、総務部用地経理課から全課に対し調査を実施
- ・ 各課で調査票に基づき契約関係書類の原本を確認して回答
- ・ 全庁調査で分割発注の件数が多い課からは、分割発注した理由や経緯等の聞き取り調査を実施
- ・ 分割発注による1,123件の工事請負契約の受注業者102社に対し、文書による聞き取り調査を実施

(2) 全庁調査

◆分割発注の件数等(令和元年度～令和5年度) 令和7年1月29日時点

	①請書工事	②年間単価 契約工事	③物品購入	合計
案件数	8,439	12,370	126,672	147,481
うち不適切な 分割発注	1,123	464件 詳細は調査中	55件 詳細は調査中	

(2) 全庁調査

①請書工事

- ・ 建築・修繕等に係る請負工事8,439件のうち、不適切な分割発注を行ったと判断される請負工事契約は1,123件あった。

②年間単価契約工事(※)

- ・ 一定期間内に反復継続して行う簡易な維持補修工事など12,370件のうち、分割発注による工事が464件あった。

※その規格と単価をあらかじめ定めた上で、工事が必要になった際に
主管課にて発注することができる工事

③物品(※)

- ・ 126,672件のうち、分割発注の形式による案件が55件あった。

※地方自治法施行令等において、50万円未満の場合に随意契約とすることができると定められている。

(2) 全庁調査

◆分割発注の理由について

	理由	件数
①	児童生徒等の安全・健康上の問題から速やかな対応を要するもの	190
②	教育活動のために速やかな対応が必須であるもの	177
③	照度不足の照明器具の交換工事等により教育環境を整備するもの	217
④	学校施設の床・壁・天井の補修等により安全性を確保するもの	172
⑤	防砂ネットの設置工事等により、周辺住民の要望に対応するもの	36
⑥	蛍光灯のLED化や学校施設のIT化等、区の施策を推進するもの	331